

公益財団法人九州先端科学技術研究所役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人九州先端科学技術研究所（以下「研究所」という。）の定款（以下「定款」という。）第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費含む。）、通勤費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第3条 評議員は、定款第17条第1項に定めるとおり、無報酬とする。

2 役員は、定款第34条第1項及び第3項の規定に基づき、無報酬とする。

(費用)

第4条 研究所は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人九州先端科学技術研究所の設立の登記の日から施行する。